平成30年度熊本県建設産業若手技術者等資格取得費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県内建設産業の技術者・技能労働者の人材育成を図るため、常 勤の役員又は従業員の施工管理技士等の資格取得費用又は中型自動車免許の 取得費用を負担する建設業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付す るものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本 県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定 めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象者は、熊本県内に主たる営業所を有し、かつ、建設 業法第3条第1項の許可又は平成30年度熊本県競争入札参加者資格(測量業 務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地 質調査業務、補償関係コンサルタント業務)を有するもので、次のいずれかに 該当するものとする。
 - ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する会社及び個人
 - ② 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する 中小企業等協同組合
 - ③ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第5条 第1項第1号の規定に基づく協業組合

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、次の とおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

補助対象経費	補助率(補助金額)
1 資格取得費用	
①の者が②に掲げる資格を取得するために補助	
対象者が負担した③の経費。	
① 平成30年4月1日時点で満40歳未満の常勤	
の役員又は従業員(個人事業主を含む。)	
② 施工管理技士、建築士、技術士、電気工事士、	
電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装	2 分の 1 以内
置工事主任技術者、消防設備士、測量士又は技	(一人当たり金3万
能士(建設工事に関連するもの。)	円を上限とする。)
③ 平成30年4月1日から平成31年2月28日	
までに受験した資格試験の受験手数料、講座受	
講料(入学金を含む。)、願書代及び手数料等並	
びに平成30年度中に購入した教材費(講座受	
講に係る教材費は講座受講料に含むものとす	
る。)	

2 免許取得費用

- ①の者が②に掲げる免許を取得するために補助対象者が負担した③の経費。
- ① 平成30年4月1日時点で満40歳未満の常勤の役員又は従業員(個人事業主を含む。)
- ② 中型自動車免許
- ③ 平成30年4月1日から平成31年2月28日 までに免許取得のために要した自動車学校の講 習費用(入学金、学科教習料、技能教習料、検 定料及びその他の諸費用)及び試験等手数料

2分の1以内 (一人当たり金3万 円を上限とする。)

- (注) 資格取得費用について、資格受験年度の前年度に支払われた経費(教材費は除く。) であっても、当該資格試験を受験するために、補助対象者が負担した経費は補助対象経費とする。また、資格試験が既に終了した場合であっても、補助対象経費として認められる場合は、申請できるものとする。
- (注)免許取得費用について、免許試験が既に終了した場合であっても、補助対 象経費として認められる場合は、申請できるものとする。
- 2 補助対象経費について、他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外と する。

(実施計画書の提出)

第4条 補助金の交付申請を行おうとする者は、平成30年7月4日までに、実施計画書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

(実施計画の承認及び補助金の内示)

- 第5条 知事は、前条の規定により実施計画書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めたときは、実施計画の承認を行い、その旨及び補助金の内示額を申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による実施計画の承認及び補助金の内示額の通知は、実施計画承認及び内示通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第3号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 実施報告書(別記第4号様式)
 - (2) 収支精算書(別記第5号様式)
 - (3) 資格取得費用にあっては、資格試験受験を確認できる書類の写し。免許取得費用にあっては、自動車学校講習受講、免許試験受験を確認できる書類の写し
 - (4) 受験者等の常勤性が確認できる書類
 - (5) 資格取得費用にあっては、受験手数料、講座受講料、入学金、教材費等

の支払を証する書類の写し。免許取得費用にあっては、自動車学校講習費 用、試験等手数料等の支払を証する書類の写し

3 前2項の書類の提出期限は、知事が別に定める日とし、提出部数は、1部とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

- 第7条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の 審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」と いう。)し、補助金額を確定するものとする。
- 2 前項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、補助金交付決定及び額の 確定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付 決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までとする。

(補助金の請求等)

第9条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求書は、別記第7号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第10条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の 属する会計年度の終了後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合はこの 限りでない。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。